

# いのちと健康

ニュース NO. 37

1993年 4月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

## 建設一般機関紙「じかたび」 シリーズ『職場の安全衛生』続報 企業・職種をこえた委員会を

1992年 4月に改正された労働安全衛生法は「快適職場」の形成をうちだしました。

しかし、建設現場の実態は「快適」どころか重激労働を増悪させる根源となっています。

また、工期優先の工事管理は担当者にきびしい過重労働をしいる結果となっています。

このような不安全状態の改善はどうしたらできるでしょうか。

労働基準監督署をはじめ監督官庁にもっと本気で法違反を是正させることは、ますます重要になっています。

それ以上に「安全衛生委員会」の活動が現場単位にもとめられます。

建設の職場とくに現場の実態は直接の雇用主すらまったくわかっていません。

この点では、企業内活動にとどまっている労働組合もおなじ程度です。

「安全衛生委員会」は、企業の枠、職種のちがいをこえて、有期事業としての建設現場に確立する必要があります。

こうすることによってはじめてめて、真の災害防止対策が樹立されるのです。 ↗

労働組合としては、地域別に災害防止基準を建設の資本家と締結することによって、強制力をもって安全衛生を実現させなければなりません。

多発する建設の職場の労働災害・職業病撲滅のために、いま建設一般のはたす役割は大変大きいと思います。

(1/20付、「じかたび」から抜粋)

(住友電設KK)

### 鈴木龍雄さんの労災認定を求める

署名に御協力を下さい。

鈴木龍雄さんは、住友電設株式会社に勤務し、ビル工事現場における電気設備工事に従事してきましたが、1989年11月 6日気管支喘息の発作により死亡しました。

鈴木さんは、名古屋デザイン博の工事に従事してきましたが、工期に追われ、点滴注射を受けながら、連日午前8時の始業から午後8時ないし午後11時頃まで残業するなど、その業務は多忙を極めていました。また冬期には現場事務所の暖房が十分でないこともあって、厳しい寒さのなかで工事に従事せざるをえず、そのなかで気管支喘息が急激に増悪し、死亡に至ったものです。

名古屋東労働基準監督署に、労災認定の申請を提出して以来3年を経過しています。すみやかに業務上災害と認定をされるよう要請するものです。

(署名用紙返送先)

〒 456

名古屋市熱田区神宮二丁目6-16

名古屋南部法律事務所

TEL (052) 682-3211

## 『快適職場指針』

(NO. 36からつづく)

### ③ 視環境について

- ◆ 照明用光源の光色や演色性は作業環境の快適性の視点から、重要な要素のひとつとして重視されてきており、光源の選択に当たっては、これらを考慮したものとする。

(イ) 光源の光色とは、例えば白熱電球の光の色と水銀ランプの光の色の違いのように、光の色の違いを表す属性であること。

(ロ) 演色性とは、対象物の色がどれくらい自然に見えるかに関する度合いを表す指標であること。

- ◆ 壁、天井、内装材、机等の色彩は作業員への心理的効果等を配慮したものとする。

- ◆ 照度については、それぞれ作業場所における作業態様等に応じて関連する文献等を参考にして定めること。

### ④ 音環境について

事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器等について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。

また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。

- ◆ 適切な音環境とは、騒音レベルの高い音、音色の不快な音等、

- ✓ 人に不快感を与える音を排除した環境をいうこと。

- ◆ 騒音防止の方法としては次の方法等があるが、作業環境等に応じてこれらの方法を適切に組み合わせること等により、騒音を効果的に低減させること。

(イ) 発生する騒音の少ない装置や工程に替えること。

(ロ) 防音カバー、衝立等の適切な遮音材を用いて音の伝播を遮ること。

(ハ) 天井や壁の内側に吸音材を貼る等の吸音対策を行なうこと。

(ニ) 防音構造の操作室を設ける等作業が行なわれる場所を騒音発生源から隔離すること。

- ◆ 思考を必要とする作業等の場合には、一般に騒音レベルの低い環境が適しているが、事務所等一般の事務作業を行なう作業場所にあつては、そこで働く労働者の意見等を参考にして、騒音管理をすること。

- ◆ 騒音防止対策を講じても十分な効果が得られない場合には、作業所の騒音から隔離された休憩室等を確保すること。

(つづきをNO. 38に掲載)

健康で働ける明るい  
快適職場をつくらう!





# 学 習

NO. 35 に第2回  
を掲載済み。  
お詫びします

心すこやかに (第1回)

## 組合員とともに考えるメンタルヘルス

(北医療生協「医療とくらし」転載)

TEL

北メンタル・クリニック(912-2113)  
が開設されてから、早くも3年半が、  
過ぎようとしています。

この間に、私達は、健康というものが単に身体  
の健康にとどまらず、心の健康がいかに大切なことか、  
みなさんとともに考えてきました。

このあわただしいゆとりのない毎日の生活  
の中では、ゆたかな心が見失われ、ついイライラ  
としてしまって相手を思いやる気持を失ったり  
もします。

また、逆に自分自身を責め、ゆううつな気分  
にとらわれてしまうこともあります。

私達が心ゆたかにのびのびとした気持でこれ  
からも生活していけるように、くらしにどんな工夫  
をしたらよいのでしょうか。

今一度考えてみたいと思います。その前に、  
メンタルヘルスととても関係の深い睡眠について  
シリーズで述べていきます。

私達の心が不健康な状態になったり病気に  
なったりしますとまず睡眠が様々に影響をうけます。

誰でもが毎日数時間はつきあって睡眠ですが  
なかなかその中味については知られていません。

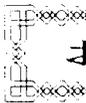
今回は、睡眠に関するクイズを出しますので、  
答えてみてください。 ↗

✓正しいと思ったら○間違っていると思ったらXをつけてください。

## 睡眠 O X クイズ

- 1) 高齢になってくると若いときに比べ布団にはいってからねつづくのに時間がかかる □
- 2) 7日間ねないでいると、精神に異常がくるか、ひどいときは死んでしまう □
- 3) 誰でも一晩の間に何回かの夢をみている □
- 4) 早くねむりたいときには、ねむろうねむろうと意識すると早くねむれる □
- 5) 夢をみている時には赤ちゃんでもオチンチンは勃起する □
- 6) お酒を呑める人は、ねむれないときには睡眠薬をのんでねるよりお酒を呑んでねたほうが身体のために良い □
- 7) 心の不健康な状態や心の病は、ほとんど睡眠に影響があるが、なかにはねむりすぎてこまる病気もある □
- 8) いびきをかく人ほどよくねむっている □
- 9) うつ病になるとねむりが浅くなりよく夢をみる □
- 10) 睡眠薬をのみつつけているとボケてくる □

~~~~~  
解答は次号から解説していきます。  
NO. 35をみて下さい。



「第  
組合

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

- ◆時間
- ◆場所 (都)
- ◆定員
- ◆申込 所属

# お知らせ

## 第2期 いのちと健康大学

「第2期 いのちと健康大学」を次の日程で開催しています。労働組合・民主団体の組合員・会員のみなさん！誘いあってご聴講をお願いします。

|      |              |                                                  |
|------|--------------|--------------------------------------------------|
| 第1回  | 2月23日<br>(火) | からだ(身体)のしくみとはたらき<br>山田 信也 (名古屋大学医学部教授)           |
| 第2回  | 3月11日<br>(木) | 労働基準法・労働安全衛生法の職場での活用の仕方<br>伊藤 欽次 (愛知労働問題研究所事務局長) |
| 第3回  | 3月23日<br>(火) | 長時間労働と過労死をなくすために<br>佐々木 昭三 (あいち職場の健康問題研究会事務局長)   |
| 第4回  | 4月6日<br>(火)  | 人間らしい生活と自由時間の拡大<br>長谷部 美智子 (愛労連婦人協)              |
| 第5回  | 4月20日<br>(火) | 夜勤・交替制労働と私たちの健康<br>小野 雄一郎 (名古屋大学医学部衛生学教室)        |
| 第6回  | 5月11日<br>(火) | 職場の労働安全衛生活動のすすめ方<br>吉川 正春 (名古屋水道労働組合副委員長)        |
| 第7回  | 5月25日<br>(火) | 私たちの労働・生活と成人病<br>内山 集二 (愛知県保険医協会)                |
| 第8回  | 6月8日<br>(火)  | 人間らしく働くためにー「快適職場ざして」<br>宮尾 克 (名古屋大学医学部公衆衛生学教室)   |
| 第9回  | 6月22日<br>(火) | 私たちの権利と社会保障<br>加藤 孝夫 (愛知社会保障協議会事務局長)             |
| 第10回 | 7月6日<br>(火)  | いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点<br>山田 信也 (名古屋大学医学部教授)        |

- ◆時間：いづれも午後6:30より8:30まで
- ◆場所：高齢者労働会館2F会議室  
(都合により変更することがあります)
- ◆定員：50名
- ◆申込み：愛知健康センターTEL 322-0406  
所属と氏名を事務局へ連絡して下さい。
- ◆参加費：全日程 10,000円  
(未加盟 11,000円)  
選択 1回 1,500円  
(未加盟 1,800円)
- ※ 参加費は、当日受付でお受けします。